

## 大磯町都市公園条例の一部を改正する条例

大磯町都市公園条例（昭和49年大磯町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の3条を加える。

（都市公園の設置基準）

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次項から第4項までに定めるところによる。

- 2 本町全域の都市公園の町民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の町民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。
- 3 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところにより行うものとする。
  - (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること。
  - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。
  - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。
  - (4) 主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び町の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を確保すること。
- 4 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を確保するものとする。

（公園施設の設置基準）

第1条の3 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合にあつては、同号に掲げる建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えるもの
- (2) 政令第6条第1項第2号に掲げる場合にあつては、同号に掲げる建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えるもの
- (3) 政令第6条第1項第3号に掲げる場合にあつては、同号に掲げる建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項又は前2号の規定により認められる建築面積を超えるもの
- (4) 政令第6条第1項第4号に掲げる場合にあつては、同号に掲げる建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前項又は前3号の規定により認められる建築面積を超えるもの  
(特定公園施設の設置基準)

第1条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例で定める基準は、別表第1のとおりとする。

2 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、前項の規定によらないことができる。

第5条の2中「別表第1」を「別表第1の2」に改める。

第5条の11第1項中「別表第1の2」を「別表第1の3」に改める。

別表第1の2を別表第1の3とし、別表第1を別表第1の2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第1条の4関係）

#### 第1 園路及び広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に掲げる園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、当該段は、第3号に掲げる基準に適合するものとし、第5号に掲げる基準に適合する傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

カ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、当該段は、次号に掲げる基準に適合するものとし、第5号に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中で長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車椅子使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。

カ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

キ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ク 両側は、転落を防止する構造とすること。

ケ 必要に応じて、手すりを設けること。

コ 縁石を設ける場合は、切下げの幅は180センチメートル以上とし、かつ、段差は2センチメートル以下ですりつけ勾配は8パーセント以下とすること。

サ 排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 踏面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造の

ものであること。

キ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 前号に掲げる基準に適合する階段を設ける場合は、次号に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 次に掲げる場所には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に掲げる点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に掲げる線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を設置すること。ただし、駐車場から第1号に掲げる基準に適合する出入口に至る園路にあつては、この限りでない。

ア 敷地に接する道から第1号に掲げる基準に適合する出入口に至る経路

イ 第3号に掲げる基準に適合する階段の上端及び下端に近接する園路又は広場並びに踊場の部分

ウ 前号に掲げる基準に適合する傾斜路の上端及び下端に近接する園路又は広場

エ アからウまでに掲げるもののほか、第2号に掲げる基準に適合する通路の要所その他の特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所

(7) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(8) 第2から第7までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項に規定する主要な公園施設に接続していること。

## 第2 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
  - イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
  - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、当該段は、第1第3号に掲げる基準に適合するものとし、第1第5号に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。
- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

### 第3 休憩所及び管理事務所

1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
    - イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
    - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、当該段は、第1第3号に掲げる基準に適合するものとし、第1第5号に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。
    - エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
      - (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
      - (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
  - (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に対応できる構造である場合は、この限りでない。
  - (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
  - (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6第2項から第6項までの基準に適合するものであること。
  - (5) ベンチ、野外卓その他の施設を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- 2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

#### 第4 野外劇場及び野外音楽堂

- 1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
    - (1) 出入口は、第2第1号の基準に適合するものであること。
    - (2) 出入口と車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）及び第4号に掲げる便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
      - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。
      - イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
      - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、当該段は、第1第3号に掲げる基準に適合するものとし、第1第5号に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。
      - エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
      - オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
      - カ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。
      - キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
  - (3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）以上の、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペースを設けること。
  - (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6第2項から第6項までの基準に適合するものであること。
- 2 前項第3号の規定により設ける車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - (1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。
  - (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
  - (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が

利用する野外音楽堂について準用する。

## 第5 駐車場

- 1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）以上の、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- 2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。
  - (2) 第1に規定する園路又は広場に近接した水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車施設へ通ずる園路は、第1の基準に適合する構造とすること。
  - (3) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

## 第6 便所

- 1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - (2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
  - (3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。
  - (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
  - (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- 3 前項第1号に掲げる便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
    - イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
    - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、第1第5

号に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

4 第2項第1号に掲げる便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

5 第3項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項に規定する便房について準用する。

6 第3項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第4項第2号から第4号までの規定は、第2項第2号に掲げる便所について準用する。この場合において、第4項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

## 第7 水飲場及び手洗場

1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

## 第8 掲示板及び標識

1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

(3) 当該掲示板の表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

3 特定公園施設の配置を表示する標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第1の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。



4 特定公園施設の配置を表示する標識には、点字その他の案内設備を設けること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の特定公園施設の新設、増設又は改築については、この条例による改正後の第1条の4及び別表第1の規定は、適用しない。

平成25年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄